議案第２３号

佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１９日提出

佐倉市長　　蕨　　和　雄

佐倉市条例第　　号

佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例

佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例（平成２４年佐倉市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第９条第１項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第１７８条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下となる数」を加える。

第４４条第６項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第４５条第３項、第４６条、第６０条第３項、第７２条第２項及び第７３条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第７８条に次の１項を加える。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体の拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）身体の拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）身体の拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）介護従業者その他の従業者に対し、身体の拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第８３条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。